

## 唐津市監査委員公告

財政援助団体等における監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（一般社団法人唐津観光協会）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年6月1日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 井 上 成 明

# 財政援助団体等監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和5年11月17日～令和6年1月29日

一般社団法人唐津観光協会

## 【観光協会】

### (1) 事務処理、規程等について [指摘事項]

会計伝票の作成及び管理について、会計伝票の記載された金額に誤りがあるものや会計伝票に証憑が添付されていないものが散見されるなど、不適正な事務処理が見受けられたので、適正な会計処理を行われたい。

また、経理規程をはじめ諸規程について、現行の事務に整合していない状況が見受けられたので、現状を踏まえ、必要な規程やルール、仕組みを再度見直し、適宜改正等を実施したうえで正しく運用する体制を構築されたい。

### (講じた措置)

会計伝票の作成及び管理については経理規定を改正し、現状を踏まえたルールや仕組みとすることで運用体制を整備するとともに、事務処理方法を改善することで適正な会計処理を行うこととした。

### (2) 会費の欠損処理について [指摘事項]

令和5年3月31日付けで会員の令和2年度未収会費40,000円が債権回収不能額として欠損処理されていたため確認したところ、一般社団法人唐津観光協会定款第10条第1号「第7条の会費等を2年以上納入しなかったとき。」の規定により当該会員の資格を喪失させ、第11条により当該未収会費の欠損処理を行ったとのことだった。

しかしながら、同定款第11条第1項及び会員に関する規程第9条第1項のただし書きにおいて「未履行の義務は、これを免れることはできない。」と定めており、当該未収会費は欠損処理できるものではなかった。

会費収入は、観光協会の自主財源の根幹を成すものであり、市から交付される運営費補助金の額に影響を与えるものでもあるため、適正な事務処理に努められたい。

**(講じた措置)**

会費収入は協会の運営における重要な自主財源であることから、会費の納入状況を適切に把握し、未納が生じた場合には速やかに請求及び督促を行うなど、適正な事務処理に努めることとした。

なお、未収会費の欠損処理についても、実情に合わせて定款を改正した。

**(3) 会員の拡充について [意見・要望事項]**

観光協会の構成員として正会員があり、多くの法人や個人事業者等が登録されているが、さらなる自主財源の確保のため地域の観光振興や観光協会への理解や協力を求め、会員の拡充に努められたい。

**(講じた措置)**

観光協会の活動をより一層周知し、理解と協力の促進に努めるとともに、入会の利点を伝え、会員の拡充に努めている。

**(4) 補助金の対象事業について [意見・要望事項]**

観光協会は、市からの補助金の交付を受け、観光地の魅力アップに資する事業や地域の観光事業に資する事業などの様々な事業に取り組まれている。これらの観光事業については、成果が見えにくいものもあるかとは思われるが、各事業の検証に努められ、補助金の成果や効果が検証可能となるように取り組まれたい。

**(講じた措置)**

事業ごとの目標設定や実績の把握に加え、内容に応じた評価方法等を行うことで、各事業における補助金の成果や効果の検証に取り組む。

## 【所管課】

### (1) 補助金交付要綱について [指摘事項]

令和 4 年度一般社団法人唐津観光協会補助金交付要綱において、別表に補助対象経費を規定されていたが、経費項目の最後に「その他の諸経費」という名称で全ての経費が対象と捉えることができる項目が記載されていた。

補助対象経費は、補助金の額の算定に影響を及ぼす事項のため明瞭、適正に定められたい。

### (講じた措置)

令和 6 年度補助金交付要綱より「その他の諸経費」の経費項目を削除し、補助対象経費を明瞭にした。

### (2) 村田英雄記念館の管理運営について [意見・要望事項]

当該記念館の管理運営については、市町村合併前の相知町営から引き継いで観光協会が行い、市が補助金を交付している。平成 17 年以降、入館者の減少が続いており、令和 4 年度には年間で 337 人と激減し、同年度の管理運営費の収支は、収入が 69,050 円、支出が 2,983,322 円となっており約 290 万円の赤字となっている。

この事業費は、地元出身の著名人の品々を展示している記念館の管理運営であるが、ただ漫然と補助金を交付するのではなく、開館の趣旨である「業績や人柄を後世に伝え、語り継いでいく」ことを踏まえ、今後、事業のあり方や補助のあり方等を観光協会と共に精査し、記念館の廃止等も含め継承の方法を検討されたい。

### (講じた措置)

村田英雄記念館については、地元関係者との協議により令和 7 年 3 月 16 日に閉館した。

### (3) 地区事業等について [意見・要望事項]

観光協会が実施している各地区の事業及び行事等への補助金については、地区イベントに対して支出しているものが多く見受けられるが、市町村合併後20年になろうとしており、観光協会が主体となって行う観光事業や観光協会が行う地区行事等への補助金の支出について今一度精査を行い、観光協会と共に事業の見直し等の検討を図られたい。

また、観光協会の事業は、目標や成果が数値として見えにくいものもあるかとは思われるが、市からの補助事業として、事業の目標及び事業の成果や効果をできる限り具体的な数値で把握し検証可能となるように努められたい。

#### (講じた措置)

事業内容及び補助のあり方について観光協会と協議を行い、事業計画策定時に目標や成果をできる限り具体的に数値設定が可能となるよう、段階的な見直しを図っていくこととした。

一方で、観光協会が担う役割として、観光資源の保護や環境保全に関する事業も含まれており、地域住民との連携や協力を仰ぎながら共同で事業を進めていくことが欠かせないこと、さらにはイベントや祭りなど、地域ならではの特色ともなり得る地域資源でもあることから、地域の意向も踏まえつつ、観光協会として果たすべき役割とも照らし合わせながら、慎重に判断していく。